

令和3年12月17日

中標津町議会議長  
後藤 一 男 殿

議会改革特別委員会  
委員長 江口 智子

### 議会改革特別委員会の審議結果報告について（中間報告）

議会改革特別委員会における付託事件について、下記のとおり審議いたしましたので、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

#### 記

#### 1 議長からの付託詳細（令和2年10月29日）

- (1) 議会や委員会の機能が損なわれない形の定数削減
- (2) 議員の活躍を担保できる報酬
- (3) 議論が伯仲する委員会を形成するための常任委員会数と委員定数
- (4) 通年議会は議会活性化に繋がるか
- (5) 自治基本条例の議会条項についての検証と議会基本条例制定の検討

#### 2 調査審査経過

委員会開催 令和2年12月～令和3年12月までに12回開催

住民からの意見聴取

令和3年3月23日 -----自治推進会議との懇談会

令和3年4月27日 -----議会モニター会議

令和3年5月6日～5月31日 ----町議会に関するアンケート調査

#### 3 調査審査報告

議会の機能を更に高め、議員が活躍しやすい議会の模索を使命として、令和2年10月に設置された当委員会は、議長から付託詳細を受けた上記1の5項目のうち、(1)の議員定数削減及び(3)の常任委員会数と委員定数を最優先事項として調査審査を開始することとしました。

定数と常任委員会について優先すべき理由は、前期の議会改革特別委員会から、定数および常任委員会数について改選後の速やかな継続審査の要望を受け

たこと、前回定数削減に至らなかった最大の理由が「改選までの周知期間が十分ではない」点であったため、十分な周知期間を留保することに加え、議員定数及び常任委員会の体制作りは、新たな議会活動を形成するうえで骨格となる部分であり、ここをさし置いて他の事項の調査審査は成立しないと考えたためです。

定数および常任委員会数については、全議員へのアンケート調査及び前議会改革特別委員会では時間的余裕がなく実施できなかった住民アンケートを、町民に広く呼びかけるとともに、自治推進会議や議会モニターとの懇談会などにより、積極的に住民の意見聴取に努めました。

当委員会が実施した住民アンケートでは、有効回答数 395 名のうち、71%に当たる 282 名が定数削減に賛成であると回答され、同様に令和 3 年 4 月 27 日開催の議会モニターとの懇談会においても、前期議会改革特別委員会の審査過程を知る出席モニター全員から、定数削減に賛成であるとの意見が寄せられました。

当委員会では、定数算出の根拠となる常任委員会の数及び委員定数について、現状の常任委員会活動を基準に、どのようにすれば議論の伯仲する委員会を形成することができるかに焦点を当て集中的に審議しました。

委員からは 2 常任委員会体制にすべきとの意見の他、3 常任委員会を維持、4 常任委員会にし、一人が 2 委員会所属にすべき等の案が出されました。

これまで 6 名体制の常任委員会では、議員辞職や長期療養等により欠員が生じた場合、4 名または 5 名での委員会運営を余儀なくされ、活性化とは言い難い局面が幾度となくあったことから、全国町村議会議長会の定める一常任委員会の基準定数 7 名または 8 名とし、議論の充実を図るべきであるとの見解で一致し、さらなる議論を重ねた結果、次期改選時において常任委員会数を 2、委員会定数を 7 名とし、議長は両委員会へオブザーバーとして出席することで導き出された議員定数を 15 名とする結論に至りました。

議論を伯仲させ、議会の活性化の根本となる議員間討議については、現時点において常任委員会での協議を試行している段階にあり、今後委員間討議、議員間討議へと発展していくため議会運営委員会との連携を深めながら、(5) 議会基本条例制定の検討と併せて調査審査を進めます。

なお、常任委員会の担当する所管や広報特別委員会の常任委員会化（住民との情報共有強化のため広報広聴常任委員会とすべき案）、さらに現在 2 年任期としている委員会任期を 4 年とする案等が浮上しており、今後の調査審査事項とし最終報告の段階で結果を報告することといたします。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。